

有効期間満了日 令和12年3月31日

熊国薬第242号

令和6年4月24日

「在留外国人の安全の確保に向けた総合対策の基本方針」の改正について（通達）

近年、在留外国人は増加傾向にあり令和5年6月末の在留外国人数は約322万人となったほか、我が国で就労する外国人についても令和5年10月末現在で約205万人となるなど、いずれも過去最高を記録している。

こうした中、「在留外国人の安全の確保に向けた総合対策の推進について（通達）」（平成31年4月26日付け熊組対第1017号。以下「旧通達」という。）に基づき在留外国人の安全の確保に向けた総合対策を推進してきたところであるが、この度、警察庁から別添「『在留外国人の安全の確保に向けた総合対策の基本方針』の改正について（通達）」（令和6年4月1日付け警察庁丙国捜発第43号ほか）が発出されたことから、各所属においては、下記の方針に基づき引き続き関係行政機関等と連携し、各施策を積極的に推進されたい。

なお、本通達の発出に伴い、旧通達は廃止する。

記

1 目的

在留外国人の安全の確保に向けた総合対策（以下「総合対策」という。）は、在留外国人の実態を踏まえ、外国人コミュニティ（在留外国人が多く集住する地域、在留外国人が多く所属する企業及び学校等並びに在留外国人が多く集まる繁華街及び商業施設等をいう。）を対象として、関係行政機関、住民団体、企業等（以下「関係行政機関等」という。）と協調し、各種警察活動を的確に行うことにより、

- ① 在留外国人に係る犯罪被害の防止
- ② 外国人コミュニティへの犯罪組織の浸透の防止等

を図ることを目的とする。

2 体制の確立等

(1) 推進本部

ア 設置

総合対策を推進するためには、組織の総合力を発揮することが必要であり、本部及び警察署における部門間の連携を強化し、総合対策を

効果的に推進するため、警察本部に刑事部長を本部長とする「在留外国人の安全の確保に向けた総合対策推進本部」を置く。

イ 構成

別添「在留外国人の安全の確保に向けた総合対策推進体制表」のとおり。

(2) 推進室

ア 設置

推進本部を補佐し、総合対策に関する施策の企画、立案及び総合調整を図るため、推進本部に「在留外国人の安全の確保に向けた総合対策推進室」を置く。

イ 構成

別添「在留外国人の安全の確保に向けた総合対策推進体制表」のとおり。

(3) 庶務

推進本部及び推進室の庶務は、警察本部国際・薬物銃器対策課において処理する。

(4) 賞揚の実施

推進する各種施策や部門間連携等に関する功労があった所属又は職員に対して、積極的な賞揚を行う。

3 実施すべき施策

(1) 各種警察活動の推進

警察が行う防犯・交通安全についての広報啓発活動、通訳人との連携等による巡回連絡、110番通報講習、自主防犯団体との合同パトロール、犯罪の取締り、災害対策、テロ対策等の各種活動は、在留外国人に係る犯罪被害の防止や外国人コミュニティへの犯罪組織の浸透の防止等に効果的であることに加え、法の不知による犯罪への加担を防ぐなど、在留外国人を孤立させることなく、社会を構成する一員として受け入れていくとの観点からも効果的である。また、ライフステージ・ライフサイクルに応じた施策を実施することも効果的である。

このような効果を十分認識した上で、外国人コミュニティとの協力関係の構築に努めつつ、各コミュニティの実態に応じた施策を推進すること。

(2) 関係行政機関等との連携

関係行政機関等に対し、外国人犯罪の状況等に関する情報提供等を行い、関係行政機関等の実施する各種取組に警察として必要な協力を行うなど関係行政機関等との連携に努めること。

(3) 実態把握の推進

関係所属において、実施すべき施策の具体的な内容、時期、方法等の

選択及び決定が適切に行われるよう、外国人コミュニティの実態把握を着実に推進すること。また、外国人コミュニティの実態は、社会経済状況等の変動に伴って常に変化するものであることから、部門間連携、関係行政機関等との連携に配慮しつつ、外国人コミュニティ及びそのネットワークについて着実に実態把握を推進し、犯罪組織の浸透の予兆等を把握した場合には、早期に浸透を防止するよう努めること。

(4) 違法行為に対する厳正な取締り

県内において在留外国人が安心して生活できるよう、在留外国人の就労等に際して悪質な仲介事業者等が介在することを防ぐため、悪質な仲介事業者等の実態把握に努めるとともに、これを把握した場合は厳正な取締りを行うこと。

また、関係機関と緊密に連携し、不法滞在事犯、偽装滞在事犯等の取締りを推進すること。

※ 別添（略）

※ 警察庁通達「『在留外国人の安全の確保に向けた総合対策の基本方針』の改正について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。